能美市建設工事施工検討委員会設置要綱

平成 2 0 年 5 月 1 5 日 告 示 第 6 0 号

(目的)

第1条 能美市発注建設工事(以下「工事」という。)において、設計の意図及び目的を施工者に的確に伝え、工事施工時の状況又は問題点を確認、協議し、施工の円滑化と品質の確保並びに技術力の向上を図るため、施工検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置対象工事)

- 第2条 委員会を設置する工事は次に掲げる工事の中から、委員長が必要と認めた 工事とする。
 - (1) 重要構造物を含む工事(橋梁、大型BOX、大型擁壁等)
 - (2) 新技術・新工法を活用する工事
- 2 前項の規定にかかわらず、契約締結後に受注者から委員会設置の申し出があった工事で、委員長が必要と認めた工事については、委員会を設置するものとする。 (検討事項)
- 第3条 委員会は、次に揚げる事項について協議する。
 - (1) 設計の意図・目的の適正な伝達と反映
 - (2) 施工計画、施工上の問題点に対する対応
 - (3) その他工事に関連する事項

(構成)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。ただし、必要に応じて 変更することができる。
- 2 委員長は、工事を所管する部長とする。
- 3 副委員長は、工事を所管する課長とする。
- 4 発注者委員は、工事を所管する課長補佐、監督員とする。
- 5 受注者委員は、当該工事の工事現場代理人、監理(主任)技術者及びその関係 者とする。
- 6 設計者委員は、当該工事の詳細設計を担当した監理技術者とする。
- 7 その他の委員は、当該工事に関する測量または地質調査を担当した技術者とする。

- 8 委員は、委員長の承諾をもって変更することができる。
- 9 委員長は必要に応じて、副委員長を委員長代行として指名することができる。 (委員長、副委員長の職務)
- 第5条 委員長は、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は必要があると認めたときは、土木課長を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、工事所管課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第39号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第96号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

能美市長 あて

受注者

建設工事施工検討委員会の設置対象工事申請書

下記工事を、能美市建設工事施工検討委員会設置要綱第2条第2項に基づき設置 対象工事として認めるよう申請します。

記

工事名

工事場所

申請理由